

## 「週休2日適用工事」令和8年4月特記仕様書

本工事は、十日町市「週休2日適用工事」令和8年4月の対象案件である。週休2日の取組内容について、現場着手前に受発注者協議した上で実施する。

また、通期の週休2日については、協議にかかわらず取り組むものとする。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

実施要領は、十日町市ホームページから入手できる。

また、現場着手前の受発注者協議において、現場条件等により現場閉所が困難な場合は、週休2日交替制に変更することができる。交替制に変更した場合は、本特記仕様書を交替制に読み替えるものとし、取組にあたっては、「週休2日適用工事（交替制）実施要領」（新潟県土木部）に準ずることとする。